

生活困窮者自立支援制度について

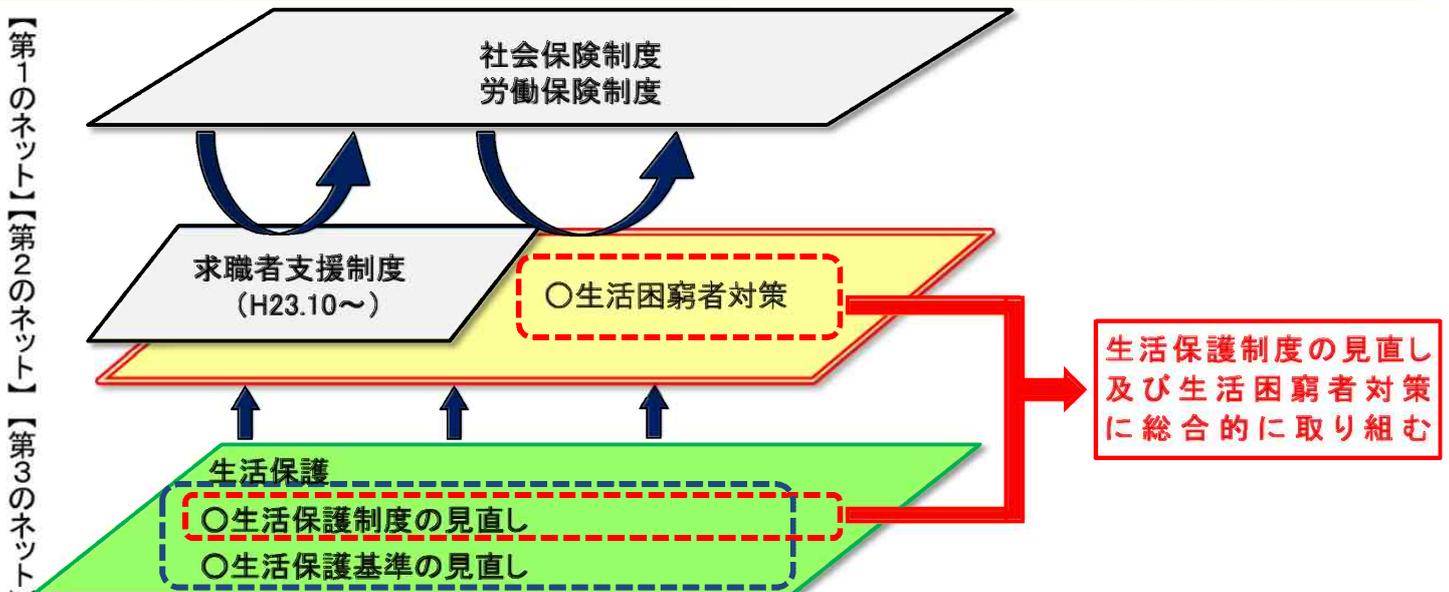
生活困窮者自立支援制度ホームページ(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

平成27年7月 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 資料より

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)
附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

6

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・ 本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・ 本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

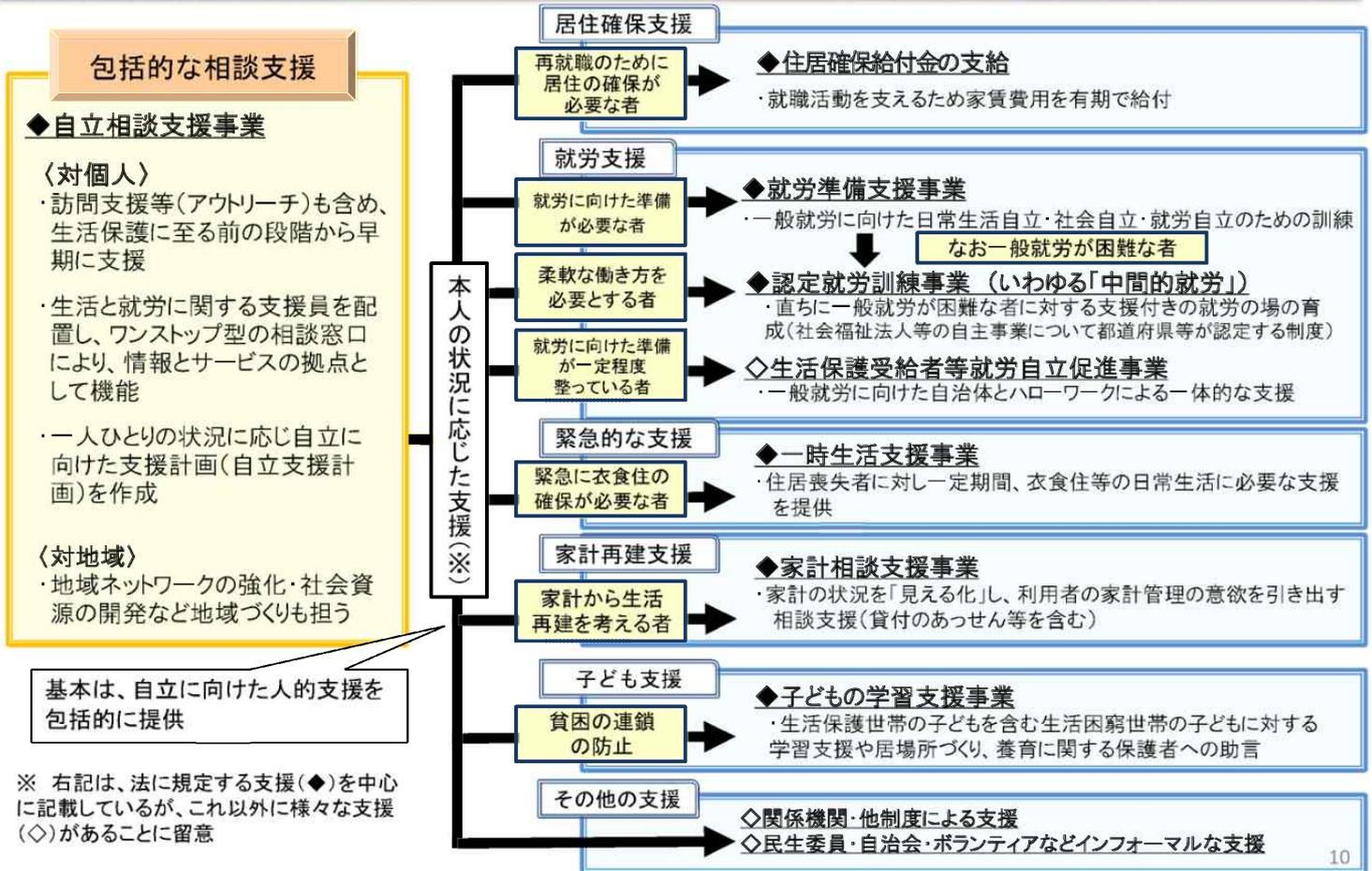
(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・ 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・ 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新たな生活困窮者自立支援制度



家計相談支援事業について

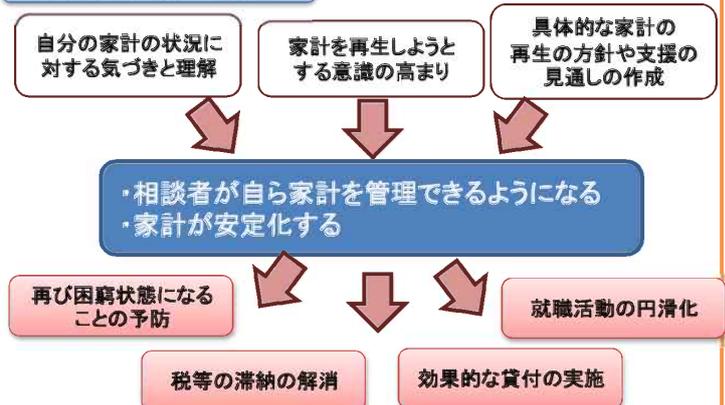
事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援の視点

- 相談者自身が課題が見えるようになる支援
 - ① 家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
 - ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援
 - ② 家計支援計画の作成と必要な支援の調整
 - 相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援
 - ③ 家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
- 一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

1. 生活困窮者自立支援制度の動向

平成29年度家計相談支援事業従事者研修第1回資料

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

3

(2) 生活困窮者自立支援制度の支援状況

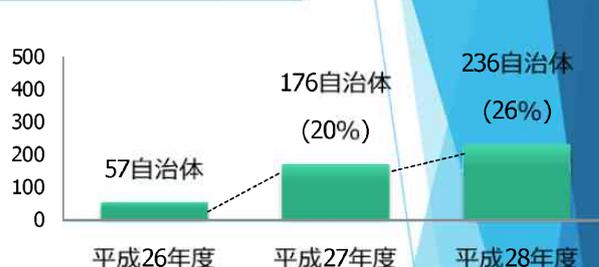
◆任意事業の実施状況

○平成28年度の任意事業の実施自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加。

就労準備支援事業



一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業

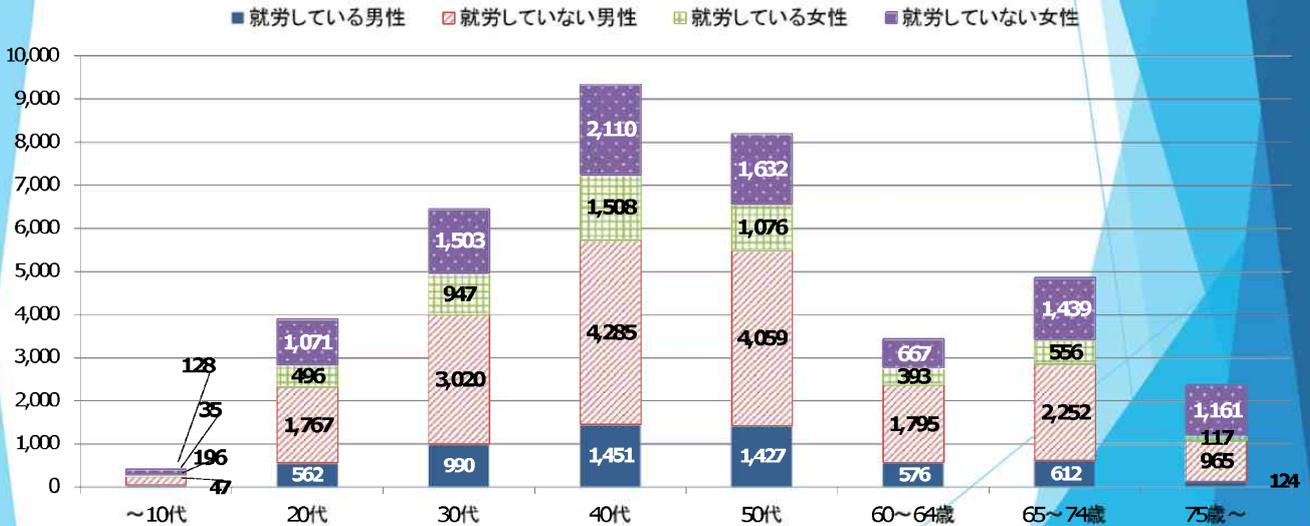


6

(3) 生活困窮者自立支援制度の相談者の状況

◆新規相談者の状況 (性別・世代別・就労状況等)

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
 - ・ 全体の約28.0%が就労している(男性で約24.0%、女性で約34.6%)。
 - ・ 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

(3) 生活困窮者自立支援制度の相談者の状況

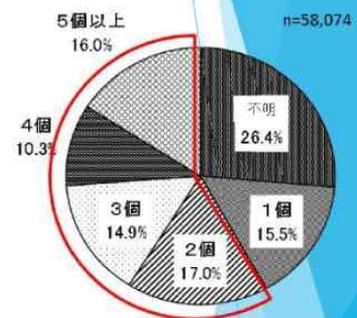
◆本人の抱える課題

- 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースについてグラフ化したもの。

(3) 生活困窮者自立支援制度の相談者の状況

◆プラン作成対象者の状態像

- プラン作成対象者の特性は、性別・世代を問わず「経済的困窮」の該当が最も多い。
- 男女ともに現役世代を中心に「就職活動困難」が挙がるほか、50代以降は「病気」、75歳以上は「家計管理の課題」が挙がるのが特徴的。若年層では男性の「住まい不安定」、女性の「家族関係」も特徴的。

男性		～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 37.8%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 63.4%	経済的困窮 66.3%	経済的困窮 68.5%	経済的困窮 70.3%	経済的困窮 64.6%	経済的困窮 61.3%	
2位	就職活動困難 ・	就職活動困難 39.7%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 43.0%	就職活動困難 43.4%	就職活動困難 39.6%	就職活動困難 36.5%	病気 37.0%	
3位	家族関係 共に29.1%	住まい不安定 29.7%	住まい不安定 30.7%	住まい不安定 27.5%	病気 34.3%	病気 39.1%	病気 36.9%	家計管理の 課題 36.6%	

女性		～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 ・	経済的困窮 52.8%	経済的困窮 62.2%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 66.0%	経済的困窮 62.9%	経済的困窮 62.5%	経済的困窮 66.5%	
2位	就職活動困難 共に30.6%	就職活動困難 36.7%	就職活動困難 40.2%	就職活動困難 39.5%	就職活動困難 40.0%	就職活動困難 41.9%	就職活動困難 37.1%	病気 39.2%	
3位	家族関係 27.1%	メンタルヘルス の課題 31.3%	家族関係 29.6%	家族関係 29.9%	病気 33.3%	病気 36.5%	病気 29.4%	家計管理の 課題 35.8%	

(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について、状態像28項目(複数回答)の出現率を集計し、上位3項目を掲載。

9)

2. 制度見直しの動向

1 家計相談支援事業について

家計相談支援事業について

事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

…収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

…家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

…本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援



【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

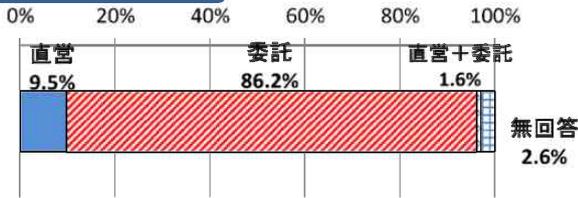
期待される効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

家計相談支援事業の実施状況①

- 運営方法について、直営方式との併用を含めて87.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会(70.9%)が最も多く、次いでその他(17.3%)となっている。
- 家計相談支援員の配置状況は、実人数で596人、1自治体平均2.1人となっている。

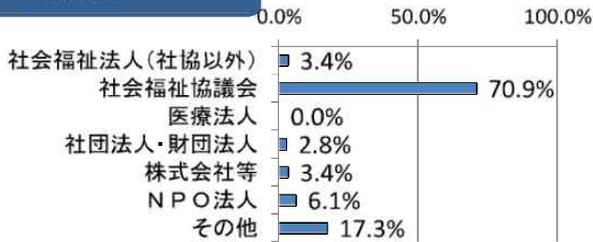
1. 運営方法 (n=205)



【参考】 自立相談支援事業の実施者との重なり

同一の実施者	72.9%
異なる実施者	27.1%

2. 委託先 (複数回答、n=179)



(出典) 平成27年度事業実施状況調査、平成27年度の自立相談支援事業等実績調査

3. 家計相談支援員の配置状況 (n=304)

配置人数 合計596人(1自治体平均1.96人)



4. 自立相談支援事業との兼務状況 (n=596)



(出典) 平成28年度事業実施状況調査

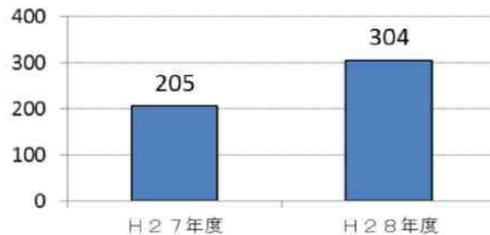
6

家計相談支援事業の実施状況②

- 実施自治体数は、平成27年度(205自治体)から平成28年度(304自治体)にかけて約48%の増加。
- 人口規模が50万人以上100万人未満の自治体が最も実施率が高い。

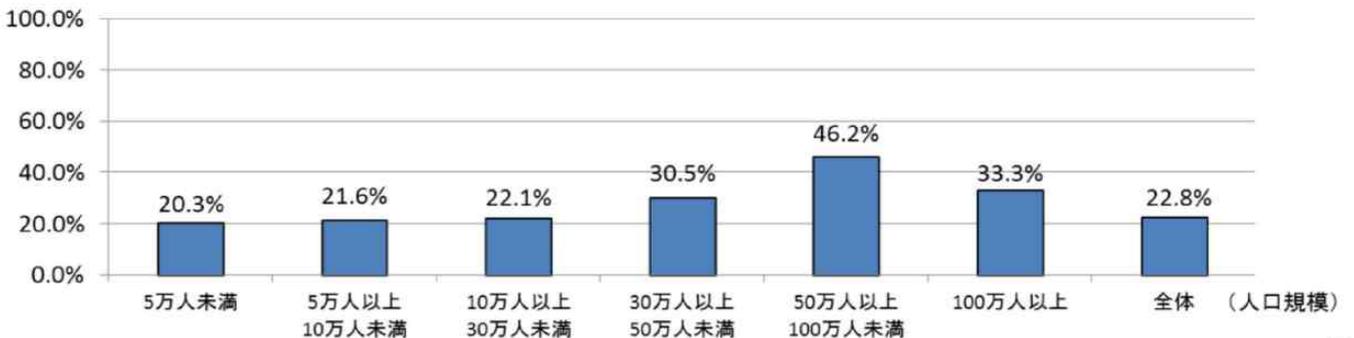
1. 実施自治体数の推移 (n=901)

(n=901)



2. 人口規模ごとの実施率

(実施率)



(出典) 平成27年度・28年度事業実施状況調査、平成27年度の自立相談支援事業等実績調査

7

家計相談支援事業の利用状況①

○ 家計相談支援事業の利用者は、プラン作成対象者全体と比べて、「家計管理の課題」、「(多重・過重)債務」、「家族関係・家族の問題」、「経済的困窮」、「病気」、「障害(手帳有)」、「その他メンタルヘルスの課題」といった特性を有している。

1. 利用件数・人数(H27年度)

利用件数

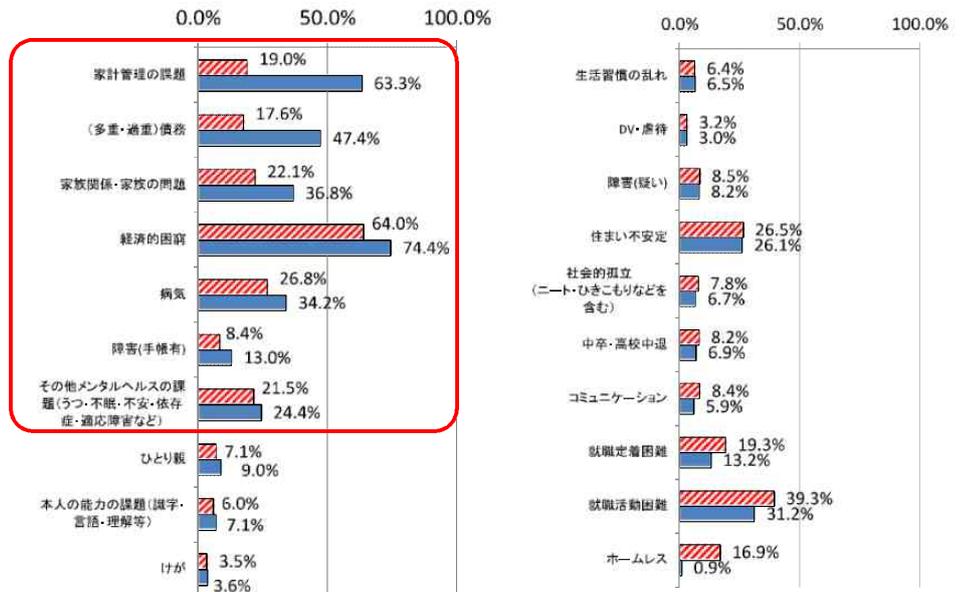
4,696件

利用人数

4,002人

2. 家計相談支援事業利用者の特性

■ プラン作成対象者 n=14,746
■ 家計相談支援事業利用者 n=1,493



(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の支援決定・対象者数14,746件及びそのうち家計相談支援事業利用者1,493件についてのもの。(初回プランのみ、複数回答可)

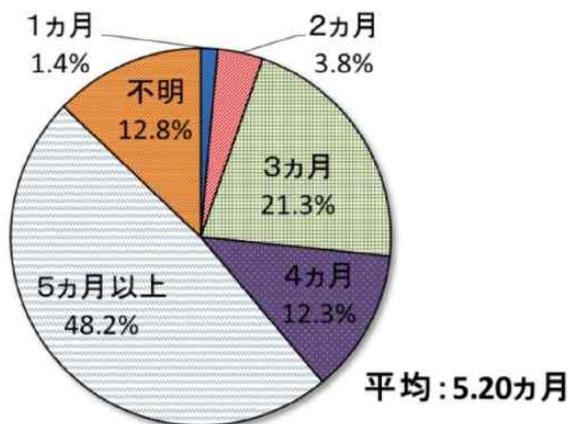
(出典) 平成27年度自立相談支援事業等実績調査

8

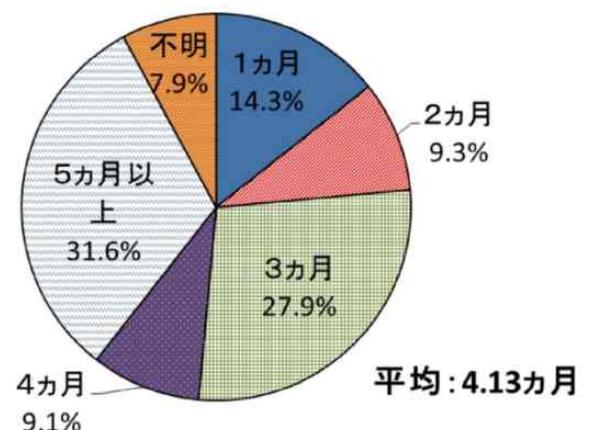
家計相談支援事業の利用状況②

- 家計相談支援事業について、
- ・ プラン作成時の支援期間(予定)の平均は5.20ヵ月
 - ・ 実際の利用期間の平均は4.13ヵ月、となっている。

1. 家計相談支援事業の支援予定期間 (n=624)



2. 実際の利用期間 (n=624)



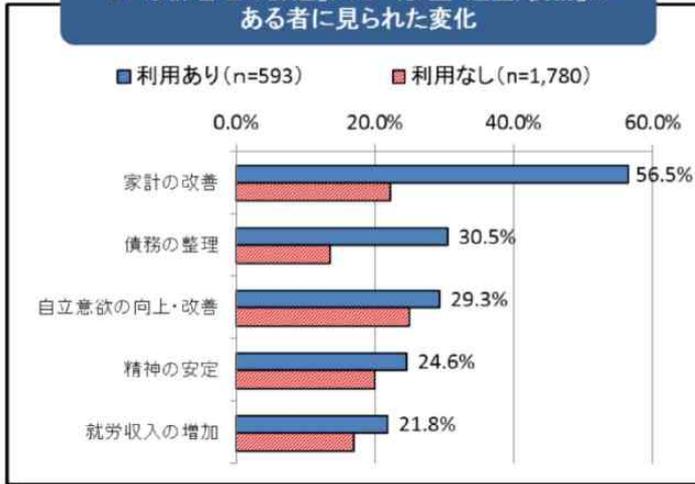
(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの家計相談支援事業利用件数のうちプランの評価を行ったケース624件について、1はプラン作成時に予定していた利用期間を、2は実際の利用期間を集計したもの。

9

家計相談支援事業の利用状況③

- 家計相談支援事業の利用効果は、「家計の改善」「債務の整理」「自立意欲の向上・改善」「精神の安定」「就労収入の増加」等において確認できる。
- 利用者の特性として、「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者についても、家計相談支援事業の利用は、支援対象者の状態像の改善に寄与していることが確認できる。

1.「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者に見られた変化



2.「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者に見られた変化



(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」、調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について。

1:「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者のうち、終了した2,373ケースについて、「見られた変化」21項目(複数回答)のうち、事業利用によって高く出ている上位5項目をグラフ化。

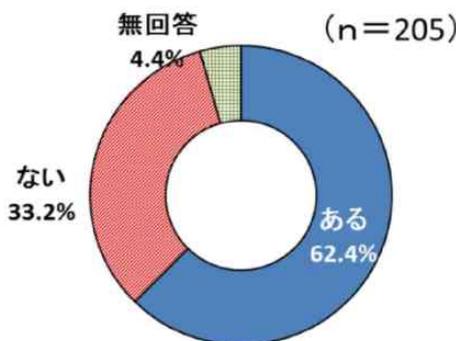
2:「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者のうち、終了した8,337ケースについて、1と同項目をグラフ化

10

生活困窮者の家計相談支援ニーズとは①

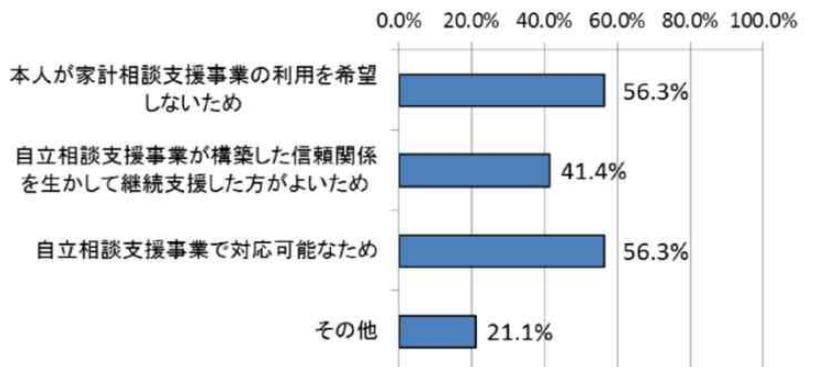
- 生活困窮とは、経済的な観点からのみ見れば「家計収支がマイナス(赤字)である」ことを意味する。したがって、生活困窮からの脱却には家計収支の改善や、その前段としての収支状況の把握が必要であり、広く生活困窮者全体にわたる支援ニーズがあると考えられる。
- しかしながら、家計相談支援事業実施自治体においても、「プラン作成対象者のほとんどが家計相談支援事業を利用する」といった実態にはない。むしろ、一定の家計面の支援が自立相談支援事業において提供されている実態にある。

1.家計相談支援事業実施自治体において、家計相談支援事業を利用せずに家計に関する支援をしている事案の有無



2.左記で「あり」の場合、その理由

(複数回答)



(出典) いずれも平成27年度自立相談支援事業等実績調査

(確認する必要がある点)

(1) 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援の違いは何か。

(2) 生活困窮者の家計相談支援ニーズのうち、家計相談支援事業が効果を発揮するのはどのようなケースか。

◆家計相談支援のあり方に関する論点

生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（抜粋）

（家計相談支援の必要性・効果）

- 家計相談支援事業の専門的手法は、**生活困窮からの脱却に不可欠であり**、地方自治体の任意で行われる事業ではなく、**必須とされるべきではないか**。
- 家計相談支援を自立相談支援事業の中でも行えるとの意見もあるが、的確な収支把握、それに基づく将来の見通しの作成、家計状況に関するモニタリング（伴走支援）といった専門的な内容までは実施できていないのではないか。

（課題）

- 未実施自治体にとっては、補助率（2分の1）が事業化における課題となっているのではないか。
- 家計相談支援事業実施自治体においても、**自立相談支援事業における利用の促し方等、事業間の連携上の課題があるのではないか**。
- このことから、家計相談支援を必須とするに当たっては、自立相談支援事業の機能として位置付けるか、別事業とすべきかが重要ではないか。なお、この点については、自立相談支援事業の中に位置付け相談支援に織り込んだ方が現場としては取り組みやすいのではないか、自立相談支援事業の中に専門職として位置付けてはどうか、地域ごとに体制を吟味できる方がよいのではないかとといった意見があった。
- 家計相談支援事業についても、**利用による効果は明らかであるのに利用者に躊躇があるとすれば**、利用を後押しできるよう、**本人が実感できる効果**（例：滞納している税・公共料金等の分納計画作成支援を受けられる等）と**組み合わせる必要があるのではないか**。

（生活福祉資金との連携）

- **生活福祉資金の貸付に当たり、家計相談支援事業を活用していくべきではないか**。

家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

1. 家計相談支援事業について

世帯の家計を取り巻く状況①(多重債務問題)

○ 貸金業法の改正(※)や多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)による取組などにより、多重債務者状態にある者は減少しているものの、平成28年度においても5件以上の無担保保証貸入の残高がある人数が約9万人に上るなど、依然として多重債務状態にある者が存在する。
(※)貸付の総量規制の導入等を実施

無担保無保証借入の動向

無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移



(出典) (株)日本信用情報機構

世帯の家計を取り巻く状況②(家計状況の認識)

- 1ヶ月の収入や支出を把握していない人が1～3割存在しているほか、緊急時に備えた生活費を確保していない人も約3割に上る。
- 「お金を借りすぎている」に「あてはまる」と回答した人は約1割である。

1. 家計の収入・支出の把握

	把握している	把握していない
1ヶ月の収入を	87.4%	12.6%
1ヶ月の支出を	72.1%	27.9%

2. 緊急時に備えた生活費の確保



3. 家計に関する行動特性

	1 2 3 4 5 (%)				
	あてはまる	←	どちらともいえない	→	あてはまらない
何かを買う前に、それを買う余裕があるかどうか注意深く考える	33.8	36.7	22.0	5.3	2.3
請求書の期日に遅れずに支払いをする	63.5	21.0	11.3	2.7	1.5
自分のお金の運用や管理について、十分注意している	22.5	34.9	30.4	8.8	3.3
お金を借りすぎていると感じている	4.4	7.0	14.8	13.3	60.6

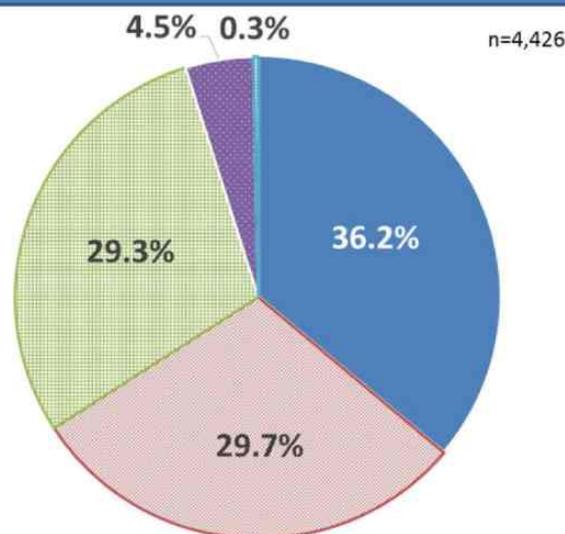
(出典) 1～3ともに金融リテラシー調査(金融広報中央委員会、事務局: 日本銀行)。平成28年2～3月に全国の18～79歳の個人25,000人を対象に実施。

5

世帯の家計を取り巻く状況③(経済的困窮の状況)

- 継続的支援対象者の約96%が、家計面に何らかの課題を抱えている。

平成28年5月新規相談受付分の継続的支援対象者の経済的困窮の状況



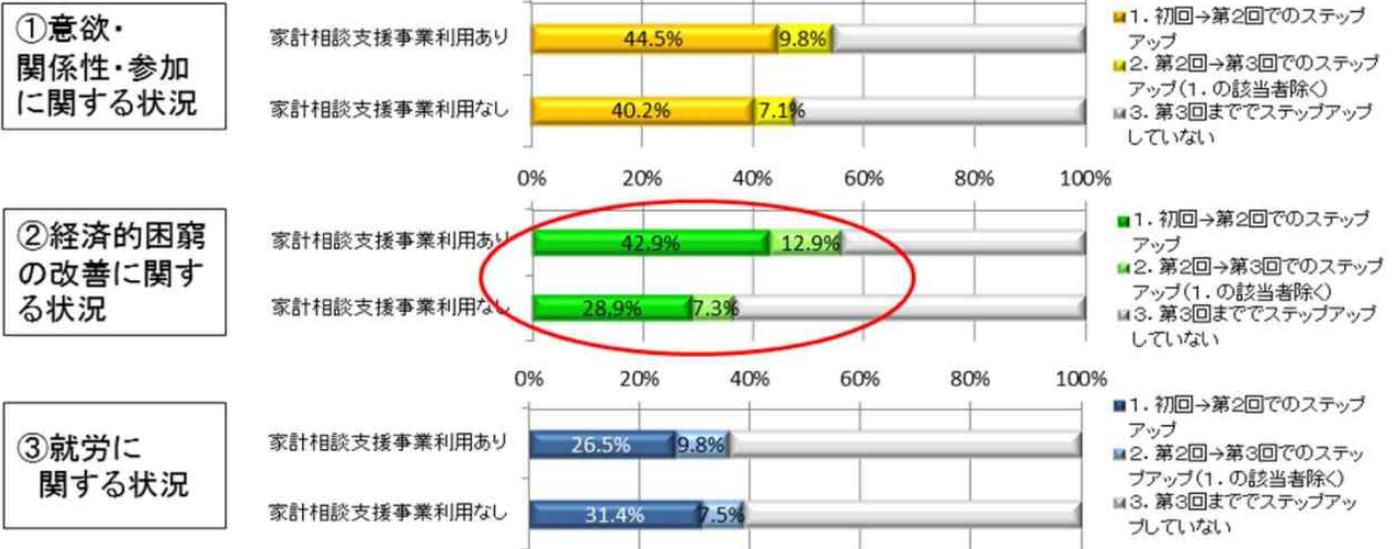
- 1 借金や債務があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 3 貯蓄までではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
- 4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる
- 無回答

6

家計相談支援事業の効果①

- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、家計相談支援事業の利用の有無別に、支援当初約6ヶ月（初回チェック時から第3回チェック時まで）でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「②経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計相談支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標（H28.5新規相談分）における初回から第3回の比較（家計相談支援事業利用の有無別）

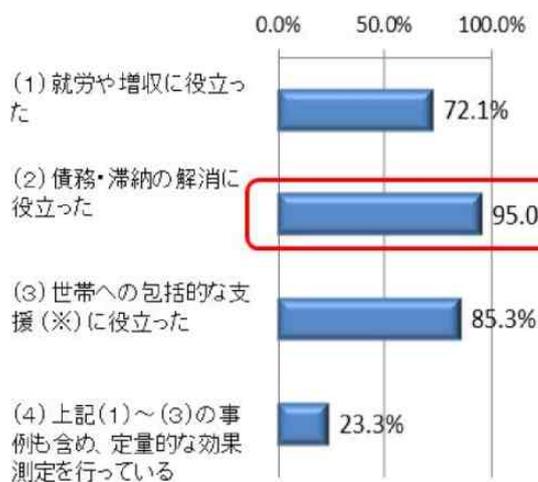


(出典)新たな評価指標による調査(n=4,410) 7

家計相談支援事業の効果②

- 事業利用による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
- 特に自治体が有する債権については、家計相談支援事業の利用による滞納の解消を金額ベースで把握することも可能であり、効果の「見える化」が期待できる。

1. 事業利用による効果 (n=258)



(※)家計支援により本人以外の課題の発見や解決につながったもの。

(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査 (H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

2. 効果の定量的な把握

千葉県千葉市 人口約97.4万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数 98件

平成28年4月～平成29年3月

- 市県民税、所得税、国保料、介護保険料、固定資産税の滞納が19件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が394万円

福岡県久留米市 人口約30.6万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数228件

平成28年4月～平成29年3月

- 国民健康保険料の滞納が72件
- このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が41件
- 平成28年度末での、納付済み額は281万円

熊本県阿蘇市 人口約2.7万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数 42件

平成28年4月～平成29年3月

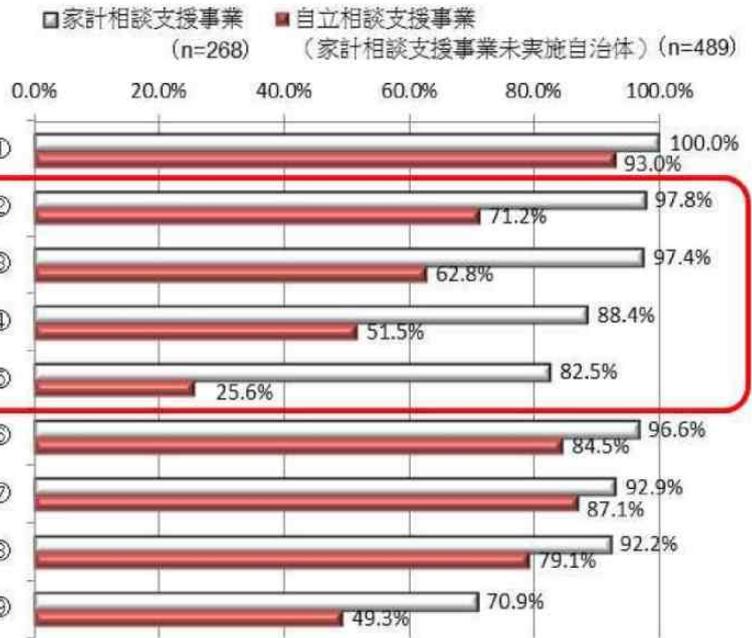
- 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が10件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が270万円
- 平成29年3月時点での、納税・納付済み額が49万円

家計相談支援事業に関する状況①

○ 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援を比較すると、「レシート等による大まかな支出把握とアドバイス」、「ひと月単位の家計の把握とアドバイス」、「具体的な収入目標を設定しての就労支援」、「数年先までの将来の生活の見通しの作成」については、家計相談支援事業における実施率が高くなっており、家計相談支援事業の専門性が表れている。

家計相談支援事業と自立相談支援事業の支援内容

- ① 相談者から話を聞き、本人の家計の状況を把握し、必要なアドバイスをしている
- ② ①に加えて、相談者のレシートの内容を確認するなどして、大まかな支出の内容を把握し、必要なアドバイスをしている。
- ③ ②に加えて、家計表を作成し、ひと月単位の家計の現状を把握して必要なアドバイスをしている。
- ④ ③に加えて、家計表から具体的な目標収入を設定し、就職・転職の支援をしている。
- ⑤ ④に加えて、キャッシュフロー表を作成し、数年先までの家計予算の推移を把握し、将来の生活の見通しを立てている。
- ⑥ 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討している。
- ⑦ 各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等をしている。
- ⑧ 債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や法律関係者に同行支援等をしている。
- ⑨ 資金貸付の円滑・迅速な審査のため、貸付あっせん書の作成や家計再生プランを貸付期間と共有する等している。



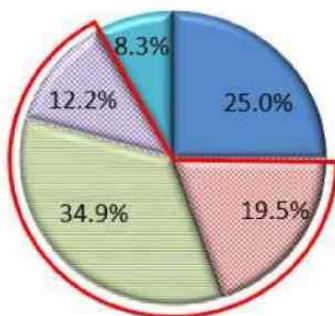
(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。家計相談支援事業、自立相談支援事業(家計相談支援事業未実施自治体におけるもの)について実施していると回答のあった支援内容を集計。 9

家計相談支援事業に関する状況②

- 家計相談支援事業未実施自治体のうち約7割の自治体においては、利用ニーズがあるとしながらも事業化できない・しないとされている。
- こうした自治体でも相談者の家計相談支援のニーズは存在し、「非常に多い」「多い」とする自治体で約7割を占めるが、専門的な支援を要するケースも含め、自立相談支援事業で対応せざるをえない現状にある。

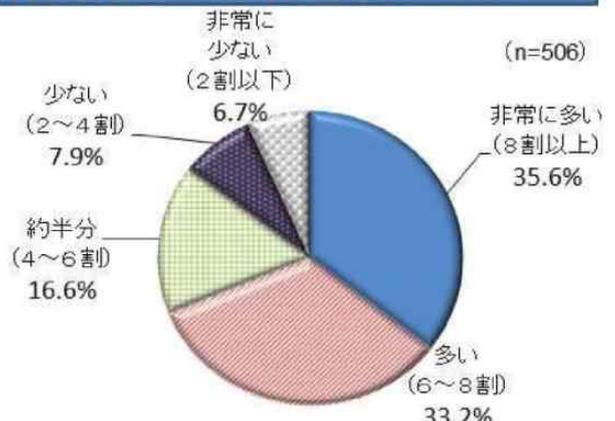
1. 家計相談支援事業を実施しない理由

(n=539)



- 1 利用ニーズが不明
- 2 利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい
- 3 利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能
- 4 ニーズがあり事業化したいが予算面で困難
- 5 その他

2. 家計相談支援事業未実施自治体における相談者の家計相談支援のニーズ



【注】自立相談支援事業における相談者について、以下①~⑧のいずれかの状態像に該当する相談者の概ねの割合について尋ねたもの。(※対象者割合の厳密な算出は不要としている。)

- ① 生活費が不足している相談者
- ② 生活費が不足しており、就職・転職を希望する相談者
- ③ 家計の収支バランスが悪い相談者
- ④ 家計の状態(1か月の収支や債務の残高等)を把握できていない相談者
- ⑤ 家計管理の必要性を認識していない相談者
- ⑥ 支出費目の優先順位付けができていない相談者
- ⑦ 債務整理や滞納に関する課題を抱えている相談者
- ⑧ 生活福祉資金等の貸付に関する相談者

(出典) いずれも平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

家計相談支援事業の活用事例① ～ 将来を見据えた家計管理～

【世帯の状況】 3人家族
相談者：Aさん(女性・28歳・派遣社員)・
長男(10歳)・次男(3歳)

2年前に夫と離婚。児童扶養手当(4ヶ月ごとに支給)や児童手当(児童扶養手当とは2ヶ月ずれて4ヶ月ごとに支給)の支給月に支出が多くなる傾向があり、翌月の生活費が不足してしまい、親族から援助を受けている。援助を受けることなく、経済的に自立したいとの相談。

【支援の流れ】

(注)本ページ以降の4事例は、平成28年8月～9月にかけて生活困窮者自立支援室がヒアリングした結果をまとめたもの。なお、個人が特定できないよう事例内容は加工しており、匿名性を担保している。

インテーク・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 <p>→月によって収入の変動があるAさんは、相談時家計表を見て、毎月の平均収入額と使えるお金の幅を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計の立て直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 月ごとの収入変動を織り込んだ支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。 その際、子どもの進学等のライフイベントを見据えて作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家計計画表、キャッシュフロー表を作成し、収入の変動を見越した支出を心掛ける。面談により状況確認をしていく。 さらに、子どもの進学の際の入学費や制服の購入費等、今後必要になる費用をまかなうための積み立てを助言。 	<ul style="list-style-type: none"> 家計計画表・キャッシュフロー表の考え方や変動のある収入の使い方が身に付き、貯蓄もできるようになったことから終結。

【家計相談支援事業による効果】

- 月ごとの収入変動があるケースでは、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながる。
- 子どもの進学費用等、今後数年の間に予想される出費への備えについては、まずはキャッシュフロー表によって数年先の収支が見える化し、立ち戻って現在の家計状況を考え、貯蓄していくことが有効。 11

家計相談支援事業の活用事例② ～ 就労支援との組み合わせ～

【世帯の状況】 3人家族
相談者：Bさん(男性・30歳・約1年前からひきこもりがち)・母親(60代・パート勤務)・
弟(25歳・障害者手帳2級)

Bさんは就労経験がほとんどない。母親の収入と弟の障害年金で家計を支えてきたが、数年前から母親の収入が減少。Bさんは今後の生活に不安を抱き、自立相談支援事業に相談。

【支援の流れ】

インテーク・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 <p>→Bさんは家計面の不安からフルタイム就労を希望していたが、就労で補うべき赤字は月額3万円であることが明らかになる。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援と並行して、就労までの間の家計の見直し。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計計画表を作成し、就労までの間の支出の見直しを図る。 (自立相談支援事業のプランにおいて就労支援を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (自立相談支援機関において、家計の赤字分3万円を補うための週3日程度の就労先を探す支援を実施。) 就労までの間、家計計画表に基づく支出の見直しを支援。 就労決定後の定着支援と並行し、収入増の後の家計管理についても支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労先が決定し、定着期間中の家計管理も安定的だったため、終結。

【家計相談支援事業による効果】

- 生活困窮からの自立のために就労支援を行う場合、家計相談支援事業を併用することにより、
 - ① 本人の希望する追加収入額が本当に必要であるかについての見極め、
 - ② (特に深刻な生活困窮状況のケースでは)就労が決定するまでの間の家計面の支援、
 - ③ 就労により収入が増加した後の家計管理を支援し、自立につなげる、
 等が可能となる。 12

家計相談支援事業の活用事例③ ～債務返済の伴走支援～

【世帯の状況】 ひとり暮らし
 相談者：Cさん(男性・50歳・派遣社員)
 ※ 両親とは死別しており頼れる親族は
 いない。

Cさんは派遣社員として働いてきたが、給料が減ったため、不足分を消費者金融から借金して生活費に充てていた。債務総額は3社で100万円以上。住民税も滞納。債務・滞納を解消したいとの相談。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 <p>→Cさんは「趣味への浪費を抑えればかろうじて黒字だが債務返済等に回す余裕はない」という家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務整理と共に、家計の立て直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務返済を含む支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士、住民税の担当者に家計計画表等を示し、月々返済可能な額について相談、合意。 返済を始めるが、孤独感から趣味への浪費がやめられず返済が滞る。 家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務返済に向けた本人の意欲が向上し、概ね計画に沿った返済の目途がついたため終結。

【家計相談支援事業による効果】

- 債務・滞納については、分納計画ができれば自力で返済していける人もいるが、そうではない人もいる。後者については、家計相談支援事業の伴走支援により、状況に応じて計画を修正しつつ、本人のモチベーションを維持していくことが必要。
- また、債務や滞納そのものが解消するだけでは、将来再び債務・滞納を抱えてしまう可能性もある。家計相談支援事業を通じて、日常的に家計管理ができる力を身に付けることが必要。

13

家計相談支援事業の活用事例④ ～世帯の包括支援の補完～

【世帯の状況】 4人家族
 相談者：Dさん(男性・30歳・契約社員)・父母
 (ともに68歳・無職)・弟(22歳・アルバイト)

Dさんが世帯の家計を支えてきたが、勤務先のシフト変更で給与が減少。携帯電話料金や水道料金等の支払いが滞りがちになっている。両親は年金生活、弟はアルバイトを転々としており収入不安定。転職して生活を安定させたいとの相談。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 <p>→Dさんは、弟の収入が不安定であること、両親の年金に頼って生活していること等家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転職支援と並行して、家計の見直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種料金の中で、一時的に分納できるものがないか調整。 両親、弟にも家計の見直しの必要性を理解し、参加してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の分納が可能となったため、Dさんは転職活動に専念。 弟の安定就労に向けた支援のため、自立相談支援機関の支援員が定期的に自宅訪問。 	<ul style="list-style-type: none"> 転職し、各種料金の支払いが安定したため終結。 (弟の支援を開始)

【家計相談支援事業による効果】

- 家計は個人の課題ではなく世帯の課題であり、家計の収支状況の把握、支出改善すべき点の検討等において、世帯員の協力が欠かせない。その際、自世帯の家計面での課題を明らかにするものとして相談時家計表・家計計画表等を活用した「見える化」が有効。
- 自立相談支援事業が行う包括的な世帯支援を、家計面から補完する支援となっている。

14

生活保護受給者への家計面の支援

法律上の位置づけ

- 収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを、生活保護受給者の責務として位置づけている(生活保護法第60条)。※平成25年生活保護法改正法により追加

【生活保護受給者への金銭管理等支援の実施状況】

- ケースワークにおける金銭管理等支援：
 - ・ 金銭を適切に管理できず日常生活に支障をきたしている生活保護受給者に対して、公共料金の支払支援や銀行口座開設の手續支援等を実施
 - ・ それ以外にも、ケースに応じて家計簿の作成やレシート提出などの指導を実施
 - ・ 就労や早期の保護脱却のために必要な経費については、自立更生計画を作成して、ケースワーカーの指導の下、保護費のやりくり等により預貯金をすることが可能となっている。
- 自立支援プログラムによる金銭管理支援：
 - ・ 平成27年度においては、100自治体が自立支援プログラムに金銭管理支援を位置づけ実施(プログラム参加者数 2,070人) ※保護課調べ。他支援の一環として金銭管理支援を実施しているものを含む。
 - <自立支援プログラムによる金銭管理支援の例として、事務連絡で示している支援の例>
 - ・ 日常生活費の管理支援(生活保護費や年金等の管理支援、家賃及び公共料金等の支払代行並びに手續の支援等)
 - ・ 手續支援(銀行口座開設及び振込先変更等の手續き支援)
 - ・ 生活安定支援(家計簿管理方法の提案及び実施の支援等)
- 社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を活用している自治体もある。

効果

安定的な家計が維持されることで、収入を基本的な生活需要に充てることができ、生活水準の維持につながる。